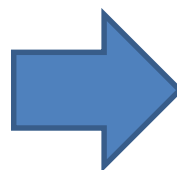


令和 7 年度 千葉支部保険料率について

令和7年度 千葉支部健康保険料率の見込み

令和7年度の健康保険料率は、令和5年度の各都道府県支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直すことになる。また、インセンティブ制度に係る令和5年度実績を踏まえ、+0.01%を加算することとする。

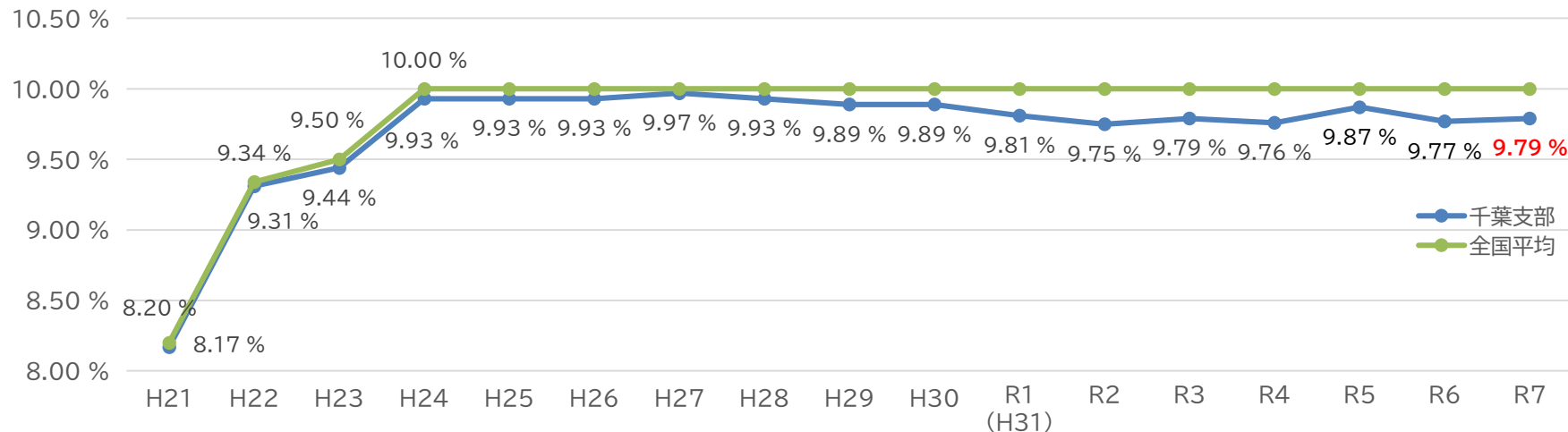
令和6年度
令和7年2月分(3月納付分)まで
9.77%



令和7年度
令和7年3月分(4月納付分)から
9.79%
(+0.02%pt)

9.77%から9.79%へ引き上げた場合の令和7年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半後)
〔月額〕 30 円 (14,655円 → 14,685円) の負担増 (※)標準報酬月額を300,000円とした場合の負担を算出

千葉支部保険料率の推移



令和7年度 千葉支部健康保険料率の内訳

(参考)令和6年度保険料率

	全国	千葉支部	全国	千葉支部
① 医療給付費の所要保険料率(調整前)	5.35 %	5.10 %	5.40 %	5.12 %
② 年齢調整	-	▲0.06 %	-	▲0.08 %
③ 所得調整	-	0.11 %	-	0.12 %
④ 医療給付費の所要保険料率(調整後) (①+②+③)	5.35 %	5.15 %	5.40 %	5.16 %
⑤ 後期高齢者支援金等の所得保険料率(全国一律)	4.65 %		4.60 %	
⑥ 所要保険料率 (④+⑤)	10.00 %	9.80 %	10.00 %	9.76 %
⑦ 前々年度精算分	-	▲0.02 %	-	▲0.01 %
⑧ インセンティブ分	-	0.01 %	-	0.01 %
令和7年度保険料率 (⑥+⑦+⑧)	10.00 %	9.79 %	10.00 %	9.76 %

※端数整理のため計数が整合しない場合がある。

② 年齢調整について

・年齢構成が高い支部ほど医療費が高くなる傾向にあるため、年齢構成を全国平均とした場合の医療費と、実際の年齢構成に基づく医療費との差額を算出し調整を行うもの(年齢構成が全国平均より高い支部は保険料率が下がり、年齢構成が全国平均より低い支部は保険料率が上がる)。

③ 所得調整について

・所得が低い支部ほど保険料率が高くなる傾向があるため、実際の支部の所得水準に基づく医療給付費と、所得水準を全国平均とした場合の医療費との差額を算出し調整を行うもの(所得が全国平均より高い支部は保険料率が上がり、所得が全国平均より低い支部は保険料率が下がる)。

⑤ 後期高齢者支援金等の所得保険料率について

共通料率[A + B - C]	4.65 %
A:後期高齢者支援金等の拠出金の率	3.90 %
B:協会の事務経費、準備金積立等の率	0.78 %
C:収入等の率	0.03 %

・ **A** = [現金給付費、拠出金 (前期高齢者納付金・後期高齢者支援金等)] × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額

・ **B** = 業務経費、一般管理費等 × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額

・ **C** = 貸付金返済収入、雑収入等 × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額

(参考) 令和 7 年度 千葉支部健康保険料率の算定方法

【基礎計数】

	加入者数 (百人)	医療給付費 (百万円)	総報酬額 (百万円)	前々年度精算額 (百万円)
全国	397,430	5,761,180	107,758,088	-
千葉支部	10,173	143,779	2,817,200	552

年齢階級	加入者一人当たり 医療給付費(全国一律) (円)	千葉支部 加入者数 (百人)	千葉支部 標準給付費 (百万円)
0～4歳	214,042	385	8,249
5～9歳	108,878	496	5,395
10～14歳	89,729	551	4,945
15～19歳	76,427	587	4,488
20～24歳	64,015	652	4,176
25～29歳	76,141	659	5,018
30～34歳	90,196	680	6,135
35～39歳	98,072	761	7,467
40～44歳	106,143	857	9,093
45～49歳	123,562	1,013	12,522
50～54歳	152,688	1,079	16,478
55～59歳	192,595	854	16,450
60～64歳	243,235	693	16,851
65～69歳	302,828	509	15,405
70～74歳	419,692	396	16,633
全体	144,961	10,173	149,305

① 医療給付費の所得料率(調整前)

【千葉支部】

$$\frac{\text{支部医療給付費}}{\text{支部総報酬額}} = \frac{143,779 \text{ 百万円}}{2,817,200 \text{ 百万円}} = 5.10\%$$

【全国】

$$\frac{\text{全国医療給付費}}{\text{全国総報酬額}} = \frac{5,761,180 \text{ 百万円}}{107,758,088 \text{ 百万円}} = 5.35\%$$

② 年齢調整

$$\frac{(\text{平均給付費} - \text{標準給付費})}{\text{支部総報酬額}} = \frac{(147,474 \text{ 百万円} - 149,305 \text{ 百万円})}{2,817,200 \text{ 百万円}} = \blacktriangle 0.06\%$$

③ 所得調整

$$\frac{(\text{全国医療給付費} \times \text{総報酬按分率} - \text{平均給付費})}{\text{支部総報酬額}} = \frac{(5,761,180 \text{ 百万円} \times 0.0261437 - 147,474 \text{ 百万円})}{2,817,200 \text{ 百万円}} = 0.11\%$$

⑦ 前々年度精算分

$$\frac{\text{令和5年度精算額}}{\text{支部総報酬額}} \times -1 = \frac{552 \text{ 百万円}}{2,817,200 \text{ 百万円}} \times -1 = \blacktriangle 0.02\%$$

⑧ インセンティブ分

$$\frac{\text{加減算額}}{\text{支部総報酬額}} = \frac{271 \text{ 百万円}}{2,817,200 \text{ 百万円}} = 0.01\%$$

※ 平均給付費 = 加入者一人当たり医療給付費 × 支部加入者数
 ※ 標準給付費 = Σ{加入者一人当たり医療給付費(年齢階級別) × 支部加入者数(年齢階級別)}
 ※ 総報酬按分率 = 支部総報酬額 ÷ 全国総報酬額

都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて（令和7年度見込み 仕訳表）

【支出】 (百万円)

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	5,761,180
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(出産育児交付金、国庫補助、日雇抛入金を除く)	553,445
・抛入金等(国庫補助を除く)	3,644,482
・前期高齢者納付金	1,156,580
・後期高齢者支援金	2,487,901
・病床転換支援金	1
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費(国庫補助を除く)	236,820
・一般管理費(国庫負担を除く)	93,974
・貸付金	71
・雑支出	2,745
・準備金積立て	460,105
*事務経費・雑支出(国)	51,329
合 計	10,804,150

【収入】

保険料収入	
・保険料収入(一般分)	10,775,809
その他収入	
・貸付金返済収入	71
・雑収入	21,462
*日雇特例被保険者保険料収入	1,607
*雑収入等(国)	5,202
合 計	10,804,150

- ・ * については、国の予算において計上されるもの。
- ・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・ 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号経費及びその他収入において、令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

《参考》協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

都道府県単位保険料率：年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

地：地域差
年：年齢差
所：所得差

調整前の保険料率と全国一律の保険料率の差を3つの要素に分解し、その内の年齢差・所得差に該当する保険料率を取り除く(年齢調整・所得調整)(※1、2)。

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。

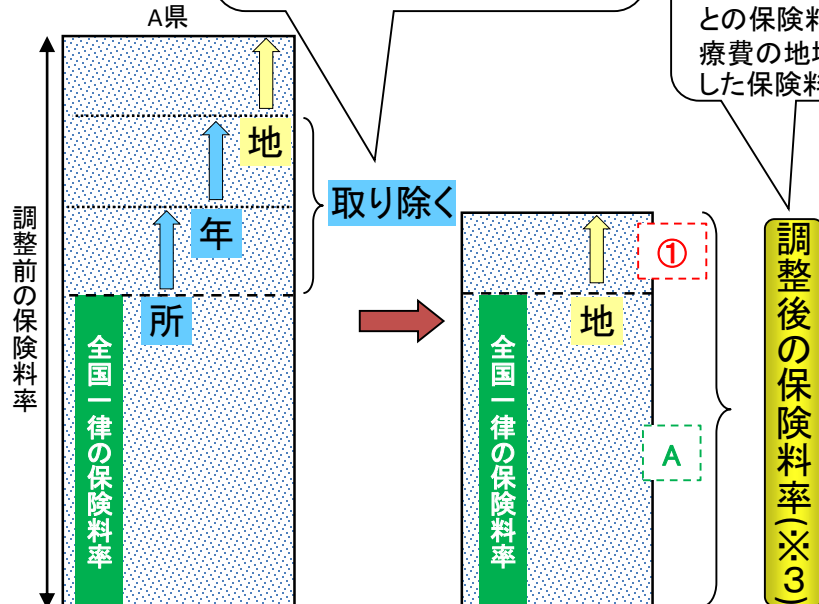
A県の保険料率

平均保険料率

A+B(=10%)

A県独自の保険料率

①+②+③%



(※1) 年齢構成割合の差「(A県)-(協会平均)」に協会平均の1人当たり給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、年齢差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、年齢差による影響を取り除くことを、年齢調整という。

(※2) 1人当たり所得の差「(協会平均)-(A県)」に協会総計の給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、所得差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、所得差による影響を取り除くことを、所得調整という。

(※3) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

共通料率

B

≪参考≫ 支部間の不均衡を是正するための年齢調整・所得調整のイメージ

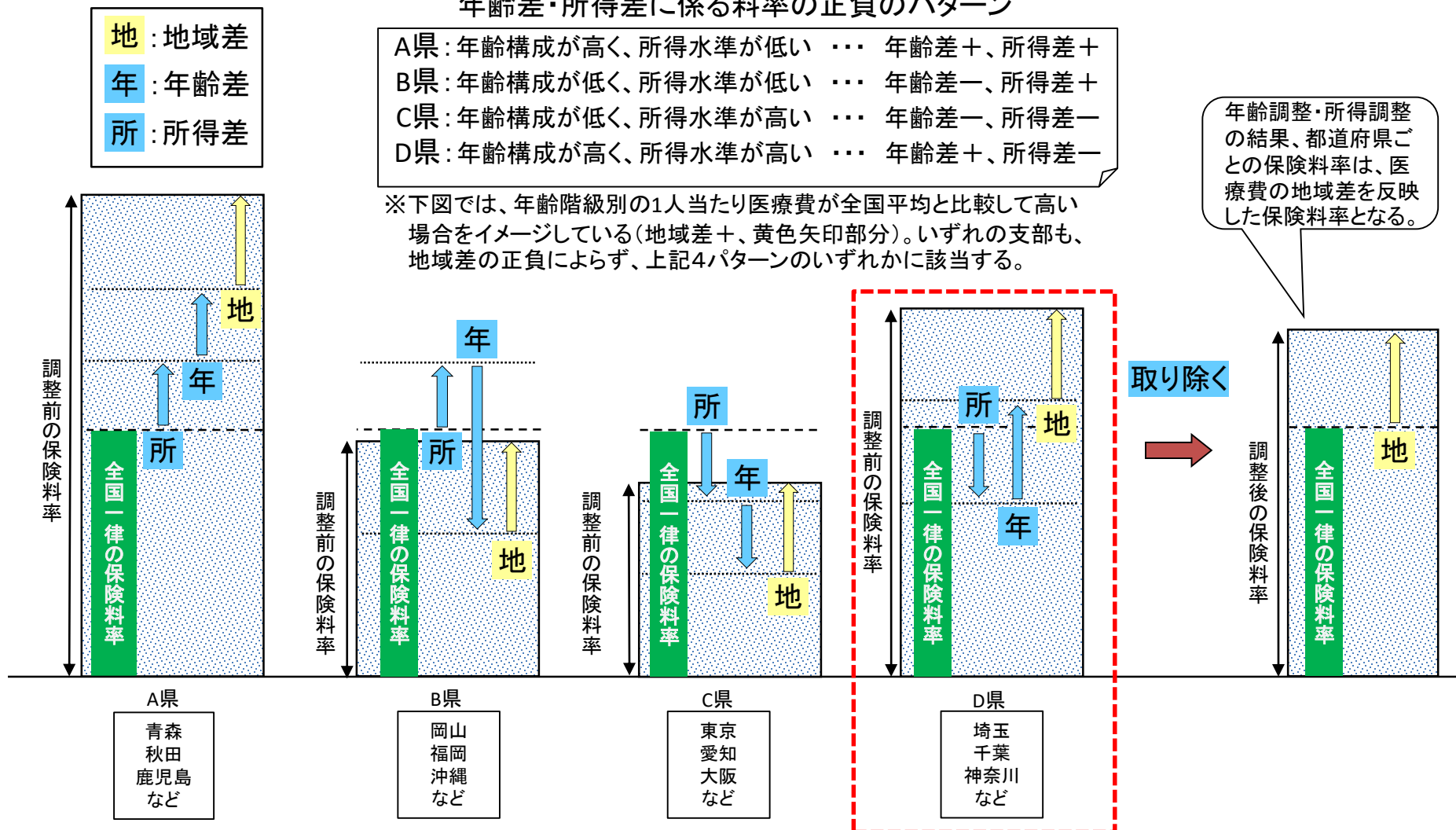
年齢構成・所得水準の高低に応じて、年齢差・所得差に係る料率の正負が定まる。年齢差・所得差に係る料率と絶対値が同じで正負が異なる値を調整前の保険料率に加える（年齢調整・所得調整）ことで、調整前の保険料率に内在する年齢構成・所得水準による不均衡が取り除かれる。

年齢差・所得差に係る料率の正負のパターン

- A県：年齢構成が高く、所得水準が低い … 年齢差＋、所得差＋
- B県：年齢構成が低く、所得水準が低い … 年齢差－、所得差＋
- C県：年齢構成が低く、所得水準が高い … 年齢差－、所得差－
- D県：年齢構成が高く、所得水準が高い … 年齢差＋、所得差－

※下図では、年齢階級別の1人当たり医療費が全国平均と比較して高い場合をイメージしている（地域差＋、黄色矢印部分）。いずれの支部も、地域差の正負によらず、上記4パターンいずれかに該当する。

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



年齢差・所得差に係る料率の正負のパターン

令和7年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数、令和6年度からの変化（暫定版）

令和7年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
（暫定版）

保険料率 (%)	支部数	保険料率 (%)	支部数
10.78	1	9.99	1
10.47	1	9.97	2
10.41	1	9.94	2
10.36	1	9.93	2
10.31	3	9.92	1
10.25	1	9.91	1
10.24	1	9.89	1
10.21	1	9.88	1
10.19	1	9.85	1
10.18	1	9.82	1
10.17	1	9.80	1
10.16	1	9.79	1
10.13	1	9.77	1
10.12	1	9.76	1
10.11	1	9.75	1
10.09	1	9.69	1
10.03	2	9.67	1
10.02	1	9.65	1
10.01	1	9.62	2
		9.55	1
		9.44	1

令和7年度都道府県単位保険料率の
令和6年度からの変化
（暫定版）

令和6年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.36	+540	2
+0.28	+420	1
+0.25	+375	1
+0.24	+360	3
+0.20	+300	1
+0.19	+285	1
+0.18	+270	1
+0.16	+240	2
+0.15	+225	2
+0.14	+210	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.05	+ 75	1
+0.03	+ 45	3
+0.02	+ 30	4
+0.01	+ 15	2
0.00	0	1

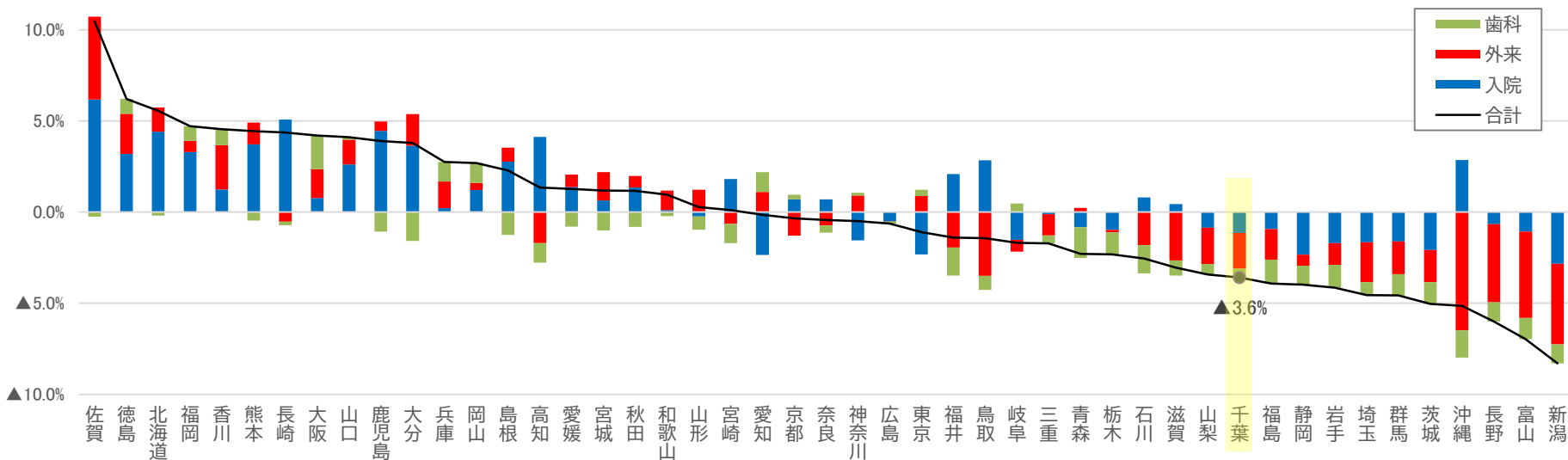
令和6年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲ 15	1
▲0.02	▲ 30	2
▲0.04	▲ 60	2
▲0.05	▲ 75	2
▲0.06	▲ 90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	3
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.18	▲270	1
▲0.20	▲300	1

注1. 「+」は令和7年度保険料率が令和6年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

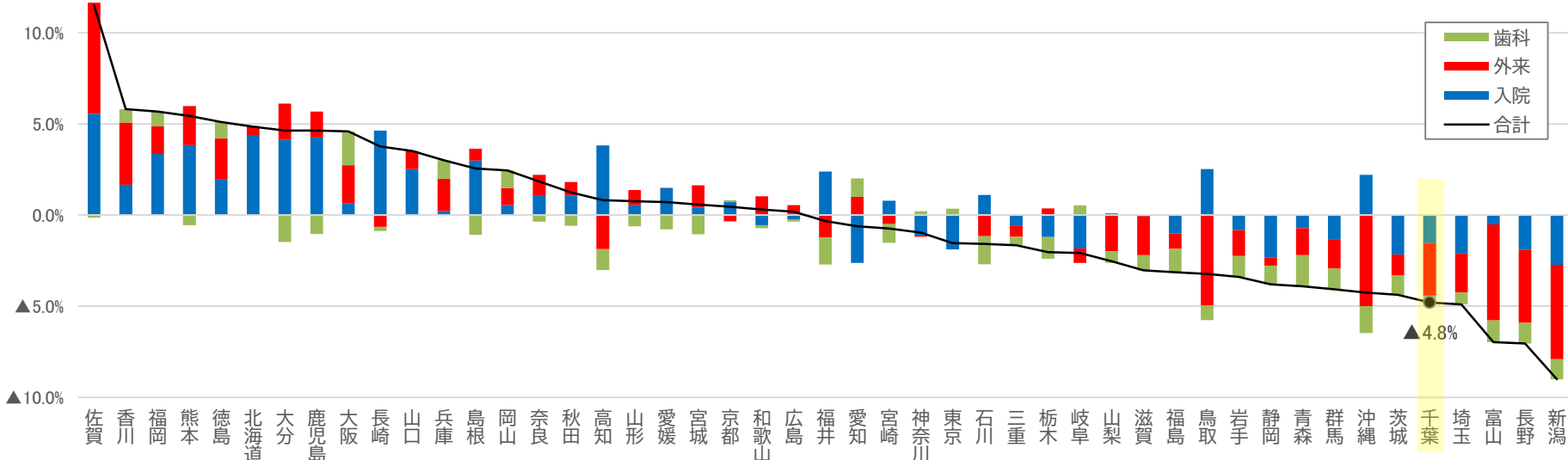
2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

(参考) 年齢調整後の加入者一人当たり医療費の全国平均からの乖離率寄与度

R5年度



R4年度



(参考) 令和5年度 千葉支部の収支について

令和5年度 千葉支部の収支状況（暫定版）

（単位：百万円）

		令和4年度 決算①	令和5年度 決算(暫定版)②	増減(②-①)
収入	保険料収入(一般分)	254,845	265,784	10,939
	その他収入(日雇保険料含む)	514	620	106
	計	255,359	266,404	11,045
支出	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)	135,822	140,150	4,327
	(医療給付費)	134,744	138,781	4,037
	(年齢調整額)	▲2,201	▲1,749	452
	(所得調整額)	3,279	3,118	▲161
	現金給付費等(国庫補助を除く)	13,541	13,555	14
	拠出金等(国庫補助を除く)	87,866	91,889	4,023
	業務経費(国庫補助を除く)	3,849	4,515	666
	一般管理費(国庫負担を除く)	2,005	1,089	▲916
	その他支出	993	1,261	268
	前々年度の収支差の精算	▲289	943	1,233
	前々年度のインセンティブ	174	256	83
	計	243,961	253,658	9,697
収支差	計	11,398	12,746	1,348
	全国平均分	11,230	12,196	966
	地域差分	168	550	383

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

地域差分の5.50億円については令和7年度の保険料率算定の際に精算することとなり、令和5年度の総報酬額の実績に基づき、保険料率換算すると▲0.02%となる。

【収支差の考え方】

○全国平均分

適用した保険料率の全国平均が実績の均衡保険料率に比べて高く、剰余となったことを表すもの。便宜的に各支部に振り分けているもので、実際に各支部に割り当てられたものではない。

○地域差分

加入者一人当たり医療給付費の全国平均との差の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響を表すもので、当該年度の医療費が保険料率算定時より低ければプラス、高ければマイナスとなる（プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合はマイナスを取ったものを支出に加算する）。

賃金の動向

		R3年度	R4年度	R5年度
平均標準報酬月額 ＜被保険者1人当たり＞	千葉	30.7 (+0.5%)	31.4 (+2.1%)	32.0 (+2.0%)
	全国	29.2 (+0.6%)	29.8 (+2.0%)	30.4 (+2.0%)

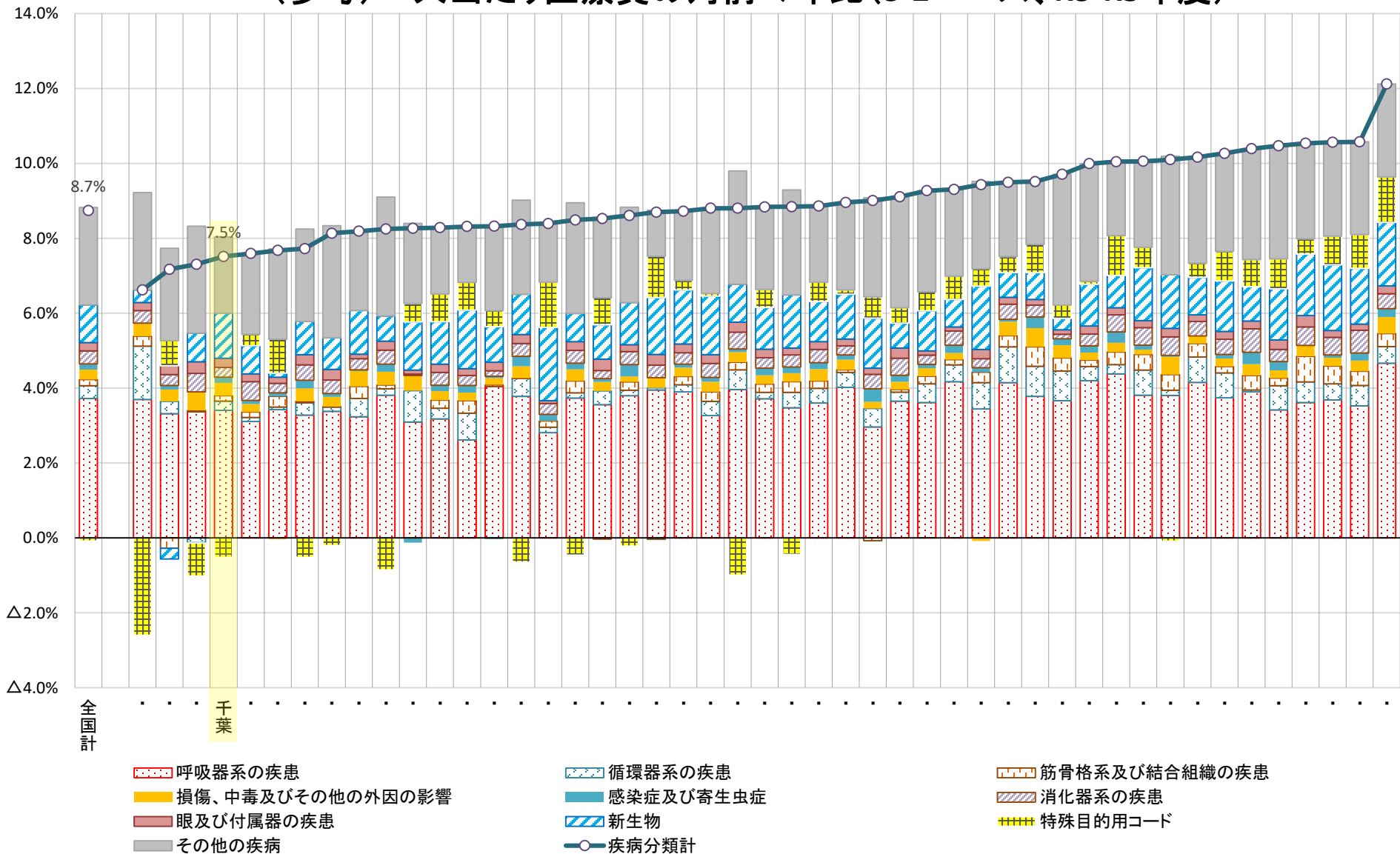
医療費の動向

		R3年度	R4年度	R5年度
1人当たり保険給付費 ＜加入者1人当たり＞	千葉	16.3 (+9.2%)	16.8 (+3.1%)	17.6 (+4.7%)
	全国	16.6 (+8.2%)	17.4 (+4.6%)	18.1 (+4.0%)

加入者数等の動向

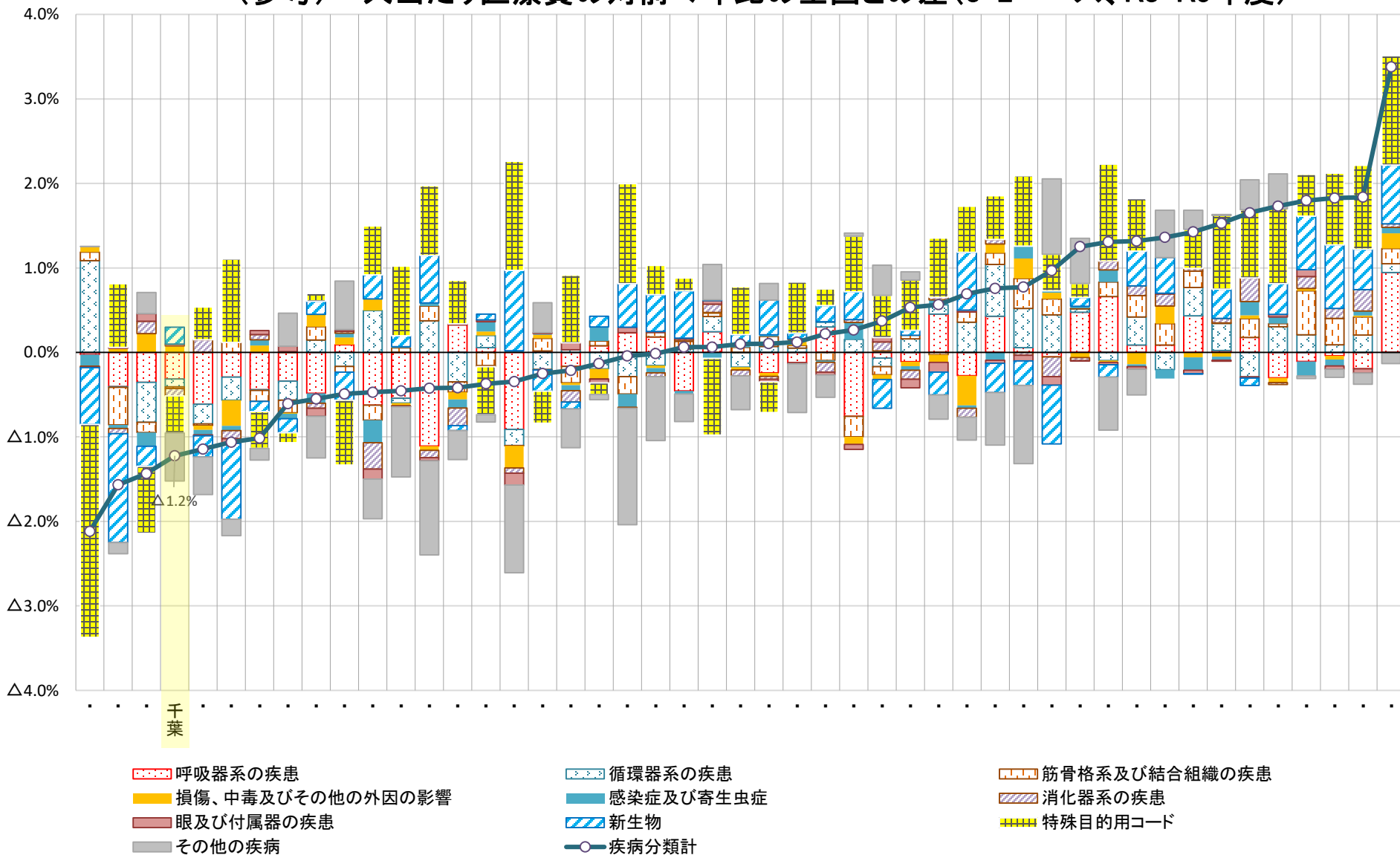
		R3年度	R4年度	R5年度
加入者数	千葉	101.7 (+1.6%)	101.6 (▲0.1%)	101.3 (▲0.3%)
	全国	4,035.1 (+0.1%)	4,001.1 (▲0.8%)	3,956.3 (▲1.1%)
被保険者数	千葉	63.5 (+2.5%)	64.0 (+0.8%)	64.4 (+0.7%)
	全国	2,511.4 (+1.0%)	2,514.9 (+0.1%)	2,515.3 (+0.0%)
扶養率	千葉	0.603	0.589	0.572
	全国	0.607	0.591	0.573

(参考)一人当たり医療費の対前々年比(3-2ベース、R3-R5年度)



※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽのレセプトについて集計したものです。
これは、社会保険診療報酬支払基金の一次審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。
※ 診療種別が入院、入院外、歯科、調剤(入院外に突合できるもの)のレセプトの点数のみを集計しています。

(参考)一人当たり医療費の対前々年比の全国との差(3-2ベース、R3-R5年度)



※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽのレセプトについて集計したものです。
これは、社会保険診療報酬支払基金の一次審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。
※ 診療種別が入院、入院外、歯科、調剤(入院外に突合できるもの)のレセプトの点数のみを集計しています。

令和7年度都道府県単位保険料率及び事業計画・予算の決定に向けたスケジュール(現時点での見込み)

	1月	2月	3月
本部 運営委員会	1/29 【主な議題】 ○ 定款変更〈付議〉 （令和7年度都道府県単位 保険料率等の決定）	2/19 （予備日）	3/21 【主な議題】 ○ 令和7年度事業計画・予算〈付議〉
支部 支部評議会	1/17 支部長意見の申出 ・ 令和7年度都道府県単位保険料率 ・ 令和7年度支部事業計画 ・ 令和7年度支部保険者機能強化予算		3/7 ・ 令和7年度支部事業計画 ・ 令和7年度支部保険者機能強化予算
その他		保険料率の広報等	
		マイナンバーカードと健康保険証の一体化広報等	
（備考） 国		保険料率 の認可等	事業計画、 予算の認可等

※ 令和6年12月末時点で想定されるものであり、変更があり得る。

《参考》健康保険法 第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。